

【注意】

必要な証明資料が添付されていない場合は、競争参加要件については競争参加資格なし、評価項目については評価しないこととなるので、本説明書を熟読の上、技術資料を作成してください。

技術資料作成説明書
【（簡易）公募型プロポーザル方式版】

令和 8 年 7 月版

東日本高速道路株式会社
新潟支社

技術資料作成説明書【(簡易) 公募型プロポーザル方式版】

この技術資料作成説明書は、入札方式が「簡易公募型プロポーザル方式」または「公募型プロポーザル方式」の場合で、「共通入札公告（令和8年7月版）」4-3-5. 参加表明書の作成に係る作成方法を示すものである。

1. 参加表明書における提出書類

参加表明において、下表に示す参加表明書及び表明内容を証明するための資料（以下「証明資料」という。）の提出を行うこととする。なお、証明書類は5の各項目に示す書類をPDF形式（ファイル名、作成サイズは自由）で提出を行うこととする。

様式 番号	様式 名称	作成 ファイル名	作成 サイズ	ファイル 形式
参加表明書 様式1	参加表明書	参加表明書様式 1_参加表明書（会社名）	A4 判	PDF
参加表明書 様式2	技術資料	参加表明書様式 2_技術資料（会社名）	－	xlsx
参加表明書 様式3	業務実施体制	参加表明書様式 3_業務実施体制（会社名）	A4 判	PDF

2. 様式のデータファイル提供について

参加表明書の各様式のうち技術資料（参加表明書様式2）は、xlsx形式ファイル（Microsoft社の「Excel2007」それ以降のバージョンで作成したデータ）、その他のファイルはdocx形式ファイル（Microsoft社の「Word2007」それ以降のバージョンで作成したデータ）で提供する。

3. 参加表明書及び証明資料の提出方法

参加表明書及び証明資料の提出方法：入札公告（説明書）を参照のこととする。

参加表明書及び証明資料の提出に関する留意事項：次の1)及び2)のとおりとする。

1)： 参加表明書及び証明資料の提出にあたっては、上表に示す作成ファイル名・作成サイズ・ファイル形式により各様式を作成し、保存したデータを添付することとする。

2)： PDF形式で提出するデータファイルは以下のとおり作成することとする。

《PDFファイルの作成》

①NEXCO 東日本から提供された docx 形式のデータファイルを編集可能な形式に変換又は作成し直したファイルに必要事項を記載する。

②上記①により作成したデータを紙印刷又は PDF 形式印刷をする。

③上記②で紙印刷した場合はスキャナ等により PDF 化する。

4. 参加表明書の作成

(1) 参加表明書及び証明書一覧表

提出が必要となる参加表明書及び証明資料の作成は、簡易公募型プロポーザル方式では下表の番号に示す留意事項及び注意事項を参照することとする。なお、詳細及び技術評価対象項目は、入札公告（説明書）又は本説明書に添付している参加表明書様式 2「技術資料」にて確認することとする。

様式 番号	様式名称及び証明資料等		簡易公募型 プロポーザル方式	公募型 プロポーザル方式
参加表明書 様式 1	参加表明書		4. (2)	4. (2)
参加表明書 様式 2	技術 資料	企業の同種業務の実績	5. (1)	5. (1)
		企業の地域での業務実績	5. (2)	
		企業の同種業務の成績	5. (3)	
		企業の表彰実績	5. (4)	
		配置予定管理技術者の資格	5. (5)	5. (5)
		配置予定管理技術者の同種 業務の経験	5. (6)	5. (6)
		配置予定管理技術者の地域 での業務経験	5. (7)	
		配置予定管理技術者の同種 業務の成績	5. (8)	
		配置予定管理技術者の手持 ち業務件数	5. (9)	5. (9)
参加表明書 様式 3	業務実施体制		6. (1)	6. (1)

(2) 参加表明書の作成に関する留意事項

参加表明書の作成に関する留意事項は次の 1) から 3) のとおりである。

1)：参加表明書様式 1「参加表明書」

本説明書に添付している「参加表明書様式 1 参加表明書」を参考に作成することとする。

2)：参加表明書様式 2「技術資料」

本説明書に添付している参加表明書様式 2「技術資料」及び本説明書「5. 参加表明書様式 2「技術資料」記載上の注意事項及び証明資料」を参考に作成することとする。

3)：参加表明書様式 3「業務実施体制」

本説明書に添付している参加表明書様式 3「業務実施体制」及び本説明書「6. 参加表明書様式 3「業務実施体制」記載上の注意事項」を参考に作成することとする。

5. 参加表明書様式 2「技術資料」記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の右欄にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすることとする。

(1) 企業の同種業務の実績

入札公告（説明書）で指定する年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受注する企業（以下、「元請」という。）として完了及び受渡しが完了した下記の同種業務の実績を有すること。 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。		
同種業務	入札公告（説明書）で指定する企業に求める同種業務の内容による。	
記載上の注意事項	【求める同種業務が単独の場合】 ① 入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した同種業務の実績を 1 件記載すること。 【求める同種業務が複数あって、かつ同一業務での実績を求める場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した同種業務の実績をそれぞれ 1 件記載すること。 なお、同種業務の実績は同一の業務であること。 【求める同種業務が複数であるが、同一業務での実績でなくとも認める場合】 ①入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した同種業務の実績をそれぞれ 1 件記載すること。 なお、同種業務の実績は同一の業務において有する必要はない。	□
証明資料	①当該業務のテクリス完了登録時の「登録内容確認書」（以下「登録内容確認書」という。）を提出すること。	□
	②登録内容確認書では、同種業務の実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はテクリスに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種業務の実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを提出すること。	□
	③完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）（以下、「評定通知書」という。）が証明書類として提出されている場合は、その提出日。 ロ) 評定通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完了及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	□
	④必要な証明書類が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	□

(2) 企業の地域での業務実績【評価対象としている場合】

入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した下記の同種業務の実績を有すること。		
同種業務	入札公告（説明書）で指定する企業に求める同種業務の内容による。	
記載上の注意事項	【求める同種業務が単独の場合】 ① 入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した入札公告（説明書）で指定した履行対象地域での同種業務の実績を1件記載すること。実績が無い場合は「地域での同種業務実績なし」とすること。 【求める同種業務が複数あって、複数の同種業務をそれぞれ評価する場合】 ① 入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した入札公告（説明書）で指定した履行対象地域での同種業務の実績をそれぞれ1件記載すること。いずれの実績も無い場合は「地域での同種業務実績なし」とすること。 【求める同種業務が複数あるが、代表的な同種業務で評価する場合】 ① 入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した入札公告（説明書）で指定した履行対象地域での同種業務の実績を1件記載すること。実績が無い場合は「地域での同種業務実績なし」とすること。	☐
	②本説明書「5. (1) 企業の同種業務の実績」に記載した同種業務と同一業務でなくとも可とする。	☐
証明資料	①登録内容確認書を提出すること。	☐
	②登録内容確認書では、同種業務の実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はテクリスに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種業務の実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを提出すること。	☐
	③完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 ｲ) 評定通知書が証明書類として提出されている場合は、その提出日。 ｴ) 評定通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ｵ) 評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完了及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	☐
	④必要な証明資料が添付されていない場合は、技術評価対象としない。	☐

(3) 企業の同種業務の成績【評価対象としている場合】

入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した下記の同種業務の実績を有すること。		
同種業務	入札公告（説明書）で指定する企業に求める同種業務の内容による。	
記載上の注意事項	①本説明書「5. (1) 企業の同種業務の実績」に記載した同種業務の評定点を記載すること。	☐
	②契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等により評定結果が修正されている場合は、修正後の評定点を記載すること。	☐
証明資料	①評定通知書を提出すること。ただし、評定結果が修正されている場合、修正後の評定通知書を添付すること。 なお、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完了及び受渡しが完了した業務であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定通知書を提出することができない場合は、入札公告（説明書）に記載の契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照合することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便等により提出すること。	☐
	②NEXCO 東日本以外の発注者から成績評定点の通知を受けていない場合は、元請として発注機関に受渡を行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しを提出すること。	☐
	③必要な証明書類が添付されていない場合は技術評価対象としない。	☐

(4) 企業の表彰実績【評価対象としている場合】

入札公告（説明書）で指定する年度以降に、指定する業種区分に属する業務において、NEXCO 東日本からの社長表彰、支社長表彰、又は事務所長表彰の実績を有すること。			
記載上の注意事項	①該当する表彰実績を 1 件示すこと。	☐	
	②NEXCO 東日本が発注した業務であって、かつ、競争参加資格停止措置要件に該当し、その業務が要因となり競争参加資格停止措置を受けた業務の表彰実績は、評価対象としない（表彰実績として認めない）。	☐	
	③入札公告（説明書）の競争参加資格要件等一覧表に記載の本業務の業種区分に対して表彰実績の評価対象となる令和 6 年度以前に発注された業務の業種区分は下表のとおりとする。下表にない業種区分については、競争参加資格要件等一覧表に記載の本業務と同一の業種区分における表彰実績のみを評価対象とする。		
	入札公告（説明書）に記載の業種区分	平成 29 年度から令和 6 年度までに発注した業務の業種区分	平成 28 年度以前に発注した業務の業種区分
	環境関連調査	環境関連調査	環境調査 交通量調査・解析 気象関係調査
	その他土木設計	その他土木設計	標識設計 その他土木設計 造園設計
	施設設備設計	施設設備設計	電気設備設計 通信設備設計 機械設備設計
補償関連業務	補償関連業務	権利調査 土地評価業務 物件等調査 事業損失関係調査 補償関連業務	
		☐	
証明資料	①表彰状の写しを提出すること。なお、添付されていない場合は技術評価対象としない。	☐	

(5) 配置予定管理技術者の資格

配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）において指定する年度以降において、指定する資格を有する者であること。		
記載上の注意事項	①配置予定管理技術者を1名記載すること。	☐
	②入札公告（説明書）で指定する配置予定管理技術者の保有資格を1つ示すこと。	☐
	③配置予定管理技術者は、審査基準日時点で申請する会社に所属していること。	☐
証明資料	①配置予定管理技術者が有している資格を必ず示し、資格等を確認できる書類の写しを提出すること。	☐
	②技術士資格の場合は、選択科目の名称を記載した技術士登録等証明書の写しを提出すること。	☐
	③外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ入札公告（説明書）に記載する資格相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けていることを確認できる資料の写しを提出すること。	☐
	④必要な証明資料が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	☐

(6) 配置予定管理技術者の同種業務の経験

配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した下記の同種業務の経験を有すること。		
同種業務	入札公告（説明書）で指定する配置予定管理技術者に求める同種業務の内容による。	
記載上の注意事項	【求める同種業務が単独の場合】 ① 配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した同種業務の経験を1件記載すること。 【求める同種業務が複数あって、かつ同一業務での経験を求める場合】 ① 配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した同種業務の経験をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種業務の経験は同一の業務であること。 【求める同種業務が複数であるが、同一業務での経験でなくとも認める場合】 ① 配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した同種業務の経験をそれぞれ1件記載すること。 なお、同種業務の経験は同一の業務において有する必要はない。	□
証明資料	①登録内容確認書を提出すること。	□
	②登録内容確認書では、同種業務の業務経験及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はテクリスに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種業務の経験に関する記載内容が証明できる書類の写しを提出すること。	□
	③同種業務の経験は、同種業務に従事した役職が、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかの従事であること。	□
	④完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評価通知書が証明書類として提出されている場合は、その提出日。 ロ) 評価通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評価通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完了及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	□
	⑤必要な証明資料が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	□

(7) 配置予定管理技術者の地域での業務経験【評価対象としている場合】

配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した下記の同種業務の経験を有すること。		
同種業務	入札公告（説明書）で指定する企業に求める同種業務の内容による。	
記載上の注意事項	【求める同種業務が単独の場合】 ① 配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した入札公告（説明書）で指定する履行対象地域での同種業務の経験を1件記載すること。実績が無い場合は「地域での同種業務経験なし」とすること。 【求める同種業務が複数あって、複数の同種業務をそれぞれ評価する場合】 ①配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した入札公告（説明書）で指定する履行対象地域での同種業務の経験をそれぞれ1件記載すること。いずれの経験も無い場合は「地域での同種業務経験なし」とすること。 【求める同種業務が複数あるが、代表的な同種業務で評価する場合】 ① 配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した入札公告（説明書）で指定する履行対象地域での同種業務○)の経験を1件記載すること。実績が無い場合は「地域での同種業務経験なし」とすること。	☐
	②本説明書「5. (6) 配置予定管理技術者の同種業務の経験」に記載した同種業務と同一業務でなくとも可とする。	☐
	③同種業務の経験は、同種業務に従事した役職が、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかの従事であること。	☐
	④登録内容確認書を提出すること。	☐
証明資料	②登録内容確認書では、同種業務の経験及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はテクリスに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種業務の経験に関する記載内容が証明できる書類の写しを提出すること。	☐
	③完成及び受渡しの完了日については、次の書類により確認する。 イ) 評定通知書が証明書類として提出されている場合は、その提出日。 ロ) 評定通知書が提出されていない場合は、登録内容確認書の登録日。 ハ) 評定通知書及び登録内容確認書が提出されていない場合は、発注者が発行した完了及び引渡しの完了日が確認できる証明書類。 なお、いずれの場合も、日付が確認できる場合のみ実績として認める。	☐
	④必要な証明資料が添付されていない場合は、技術評価対象としない。	☐

(8) 配置予定管理技術者の同種業務の成績【評価対象としている場合】

配置予定管理技術者が、入札公告（説明書）で指定する年度以降に受注者として完了及び受渡しが完了した下記の同種業務の実績を有すること。		
同種業務	入札公告（説明書）で指定する企業に求める同種業務の内容による。	
記載上の注意事項	①本説明書「5. (6) 配置予定管理技術者の同種業務の経験」に記載した同種業務の評定点を記載すること。	☐
	②同種業務の経験は、同種業務に従事した役職が、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかの従事であること。	☐
	③契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等により評定結果が修正された同種工事の施工経験を記載する場合、その評定点は修正後のものを記載すること。	☐
証明資料	①評定通知書、及び技術者評定点が記載された発注者からの通知文書（写し）（以下「技術者評定点内訳」という。）を提出すること。ただし、評定結果が修正されている場合、修正後の評定通知書及び技術者評定点内訳を添付すること。 なお、入札公告（説明書）で指定する年度以降に NEXCO 東日本において完了及び受渡しが完了した業務であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定通知書及び技術者評定点内訳を提出することができない場合は、入札公告（説明書）に記載の契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照合することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便等により提出すること。	☐
	②NEXCO 東日本以外の発注者から成績評定点の通知を受けていない場合は、元請として発注機関に受渡を行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しを提出すること。	☐
	③必要な証明書類が添付されていない場合は技術評価対象としない。	☐

(9) 配置予定管理技術者の手持ち業務件数

配置予定管理技術者が、審査基準日時点において、管理技術者又は担当技術者として従事している 1 件 500 万円以上の手持ち業務について、「契約件数の合計が 10 件以上」に該当しない者であること。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が 1 件でも含まれる場合は、上記の件数を「5 件以上」とする。		
記載上の注意事項	①手持ち業務は、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の全ての業務について記載すること。なお、NEXCO 東日本が発注した調査等において余裕期間制度を適用した契約業務で、審査基準日時点で受注者が設定した余裕期間内の業務は手持ち業務に含めないこと。	☐
	②手持ち業務につきテクリスに登録されている場合は、登録番号を記載すること。	☐
	③手持ち業務のうち当該業務の発注機関の低入札価格調査対象となった業務については、「低入札価格対象業務である」とすること。	☐
	④NEXCO 東日本が発注した調査等において余裕期間制度を適用した契約業務で、審査基準日時点で受注者が設定した余裕期間が終了している場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「余裕期間終了」と記載すること。	☐
証明資料	①記載した業務がテクリスに登録されている場合は、審査基準日時点で最新のテクリス登録内容確認書の写しを提出すること。	☐
	②記載した業務がテクリスに登録されていない場合又はテクリスにて確認できない場合は、審査基準日時点で最新の契約書等（履行期間及び金額の確認できる部分）の写しを提出すること。	☐
	③必要な証明書類が添付されていない場合は、競争参加資格なしとする。	☐

6. 参加表明書様式 3「業務実施体制」記載上の注意事項

(1) 業務実施体制

記載	①配置予定技術者を記載すること。なお、配置予定管理技術者は参加表明書に記載の者と同じ者であること。 組織図に各配置予定技術者の分担する役割内容を記載すること。	
	②共通仕様書 1-19-1 に示す「主たる部分」若しくは【調査等共通仕様書を適用する場合】1-50【施設工事調査等共通仕様書を適用する場合】1-48「秘密情報及び個人情報」の処理に係る部分を再委任しないこと。	☐
	③他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴など）を記載すること。	☐
	④提出がない場合は、競争参加資格なしとする。	☐

以 上